2022 年 9 月 20 日

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天エナジー株式会社 [小売電気事業者登録番号: A0388]

楽天でんき 電気需給約款[低圧]および料金表の改定に係る新旧対照表

ー 燃料費調整から市場価格調整(市場連動型料金)への変更 ー

- 〇 従来は、火力燃料(原油、LNG〔液化天然ガス〕、石炭)の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月、自動的に電気料金を調整する『燃料費調整』を実施しておりましたが、2022年11月1日に「電気需給約款[低圧]」および「料金表」を改定し、以後、一般社団法人日本卸電力取引所(以後「JEPX」といいます。)が公表する翌日取引における供給エリアごとのエリアプライスの変動に応じて、毎月、自動的に電気料金を調整する『市場価格調整』に変更いたします。
- なお、電気料金単価および「楽天ポイント還元率」に変更はございません。また、沖縄エリアのお客さまは、従来どおり燃料費調整を実施させていただきますので、料金の算定方法に変更はございません。
- この変更にともなう料金その他の供給条件の変更に係る主要変更箇所については、次のとおりとなります。

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	【電気需給約款[低圧]】	【電気需給約款[低圧]】
	第3条 用語の定義	
● 燃料費に変動して料金を調整する燃料費調	(24) 市場価格調整額	(新設規定)
整から、JEPX のスポット価格に連動して料	一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が公表	
金を調整する市場価格調整へ変更すること	するスポット取引(「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定め	
にともない,市場価格調整の概要と当該算	<u>る翌日取引をいいます。)におけるお客さまの供給エリア(ただし、沖</u>	
定期間を新たに規定いたします。	縄エリアを除きます。) に応じた平均市場価格(平均市場価格算定期間	
	中において JEPX が公表したエリアプライスの合計を当該算定期間中の	
	商品の数により除した値をいいます。)の変動を電気料金に反映させる	
	ものであって、料金表に記載の方法により算定された金額をいいます。	
	(25) 平均市場価格算定期間	
	JEPX が公表するスポット取引に係る情報にもとづき平均市場価格	
	を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、	

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表	
	2月1日から2月28日 (閏年となる場合は,2月29日までの期間といたします。)までの期間,3月1日から3月31日までの期間,4月1日から4月30日までの期間,5月1日から5月31日までの期間,6月1日から6月30日までの期間,7月1日から7月31日までの期間,8月1日から8月31日までの期間,9月1日から9月30日までの期間,10月1日から10月31日までの期間,11月1日から11月30日までの期間,11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。		
● 需給約款の実施日の変更にともない、附則 における実施期日と約款変更に係る切替措 置を規定いたします。		附則 (1) 実施期日 本約款は、2022年6月1日から実施いたします。 (2) 本約款の実施にともなう切替措置 本約款の実施日前後において、2022年5月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2022年6月	
	月 1 日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に は料金表B表をそれぞれ適用いたします。また、この場合、本約款実施 の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、第13条(電気 料金の算定期間および支払条件等)に準じた日割計算は行いません。	1 日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には 料金表B表をそれぞれ適用いたします。また、この場合、本約款実施の 日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、第13条(電気料 金の算定期間および支払条件等)に準じた日割計算は行いません。	

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	【料金メニュ一表[低圧]】	
	※各契約種別(料金プラン)の料金に係る事項を変更	(従来は図式で示していた料金に関する事項を明文化)
■ 2022年11月1日実施の電気需給約款[低圧]	(3) 料 金	(新設規定)
および料金表の改定にともない,沖縄エリ	2022 年 10 月 31 日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の	
アを除く各契約種別(プランS, プランMお	供給条件には料金表Aを、2022年11月1日以後に料金算定期間の始期が	
よび動力プラン)において,燃料費調整から	到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。	
市場価格調整に変更いたします。	ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合はこの限りではなく、需給約款実	
● これにともない、約款変更実施日前の料金	施日前後において料金表Aを適用いたします。	
には「料金表A」を適用して燃料費調整を実	① 料金表A	
施し、約款実施以後の料金には「料金表B」	料金は、供給エリアに応じた従量料金(その1月の使用電力量に	
を適用して市場価格調整を実施いたしま	より算定いたします。) および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進試	
す。なお,沖縄エリアのお客さまは従来どお	課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	
り燃料費調整を実施いたします。	合計といたします。ただし、従量料金は、別表2(燃料費調整)(1)④	
● 市場価格調整は、供給エリアおよび月ごと	によって算定された燃料費調整額を差し引き,または加えたものとい	
の JEPX エリアプライスの平均が、1 キロワ	たします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものとい	
ット時当たり7円00銭未満の場合は、料金	<u>たします。</u>	
から減算し,1 キロワット時当たり 13 円 00	② 料金表B	
銭を超える場合は、料金に加算いたします。	料金は、供給エリアに応じた従量料金(その1月の使用電力量に	
● なお、この市場価格調整に係る詳細につい	より算定いたします。) および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進試	
ては、料金表の別表4に規定いたします。	課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進試課金の	
<次頁ご参照>	合計といたします。ただし、従量料金は、別表4(市場価格調整)(1)	
	によって供給エリアごとに算定された平均市場価格(消費税等相当額	
	を含まないものといたします。)が7円00銭未満となる場合は、別表	
	4 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格	
	調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整)(1)によって	
	供給エリアごとに算定された平均市場価格(消費税等相当額を含まな	
	いものといたします。) が 13 円 00 銭を超える場合には,別表 4 (市場	
	価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額	
	を加えたものといたします。なお,従量料金単価には,消費税等相当	



変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	額を含むものといたします。	
	別表	
	4 市場価格調整	(新設規定)
	(1) 平均市場価格の算定	VV IB-V9U-L1
	平均市場価格は,一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」と	
	いいます。)が公表するスポット取引(「一般社団法人日本卸電力取引	
	所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。)における各平均市場価	
	格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商	
	品の数により除した値とし、供給エリア(ただし、沖縄エリアを除き	
	ます。)ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相	
	当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、 1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	
	1 銭とし、ての帰奴は、小奴は以下第1位と四括エスパッとします。 (2) 市場価格調整単価	
	供給エリアに応じた1キロワット時当たりの市場価格調整単価は,	
	供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづ	
	<u>き、次のとおりといたします。</u>	
	なお、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が	
	7円00銭以上となり、かつ、13円00銭以下となる場合の市場価格調	
	整単価は、零円といたします。また、次の算式における消費税率とは、	
	消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。	
	① 1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭未満となる場合 市場価格調整単価	
	□ 中物価格調整単価 □ = (7円00銭ー供給エリアに応じた平均市場価格)×(1+消費税率)	
	② 1 キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を超えた場合	
	市場価格調整単価	
	= (供給エリアに応じた平均市場価格-13円00銭) × (1+消費税率)	
	(3) 市場価格調整単価の適用	
	各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場	
	価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整	

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	単価適用期間に使用される電気に適用し、次のとおりといたし	<u>ます。</u>
	平均市場価格算定期間 市場価格調整単価適用期間	
	毎年1月1日から1月31 その年の1月の検針日から2月の検針	<u>日の</u>
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年2月1日から2月28	
	日までの期間(閏年とな その年の2月の検針目から3月の検針	日の
	る場合は、2月29日まで 前日までの期間	
	<u>の期間)</u>	
	毎年3月1日から3月31 その年の3月の検針日から4月の検針	日の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年4月1日から4月30 その年の4月の検針日から5月の検針	目の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年5月1日から5月31 その年の5月の検針日から6月の検針	目の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年6月1日から6月30 その年の6月の検針日から7月の検針	日の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年7月1日から7月31 その年の7月の検針日から8月の検針	日の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年8月1日から8月31 その年の8月の検針日から9月の検針	日の
	日までの期間 前日までの期間	
	毎年9月1日から9月30 その年の9月の検針日から10月の検	<u> </u>
	日までの期間 の前日までの期間	
	毎年10月1日から10月 その年の10月の検針日から11月の検	針日
	31 日までの期間 の前日までの期間	
	毎年11月1日から11月 その年の11月の検針日から12月の検	針日
	30 日までの期間 の前日までの期間	
	毎年12月1日から12月 その年の12月の検針日から翌年の1	月の
	31 日までの期間 検針日の前日までの期間	
	(4) エリアプライスの適用	
	供給エリアに応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表	さする値

変更の概要	新約款または新料金表		旧約款または旧料金表
	<u>とし、次のとおり</u>	といたします。	
	供給エリア	適用するエリアプライスの名称	
	北海道エリア	エリアプライス北海道	
	東北エリア	エリアプライス東北	
	東京エリア	エリアプライス東京	
	中部エリア	エリアプライス中部	
	北陸エリア	エリアプライス北陸	
	関西エリア	エリアプライス関西	
	中国エリア	エリアプライス中国	
	四国エリア	エリアプライス四国	
	九州エリア	エリアプライス九州	
	(5) 市場価格調整額		
	市場価格調整	頁は,その 1 月の使用電力量に(2)によって算定され	
	た市場価格調整単価を適用して算定いたします。		
	(6) 市場価格調整単価のお知らせ		
	当社は, 当社が	「適切と判断した方法により、市場価格調整単価をお	
	客さまにお知らせ	<u>いたします。</u>	

以上

Rakuten Energy

お問い合わせフォーム: https://energy. faq. rakuten. net/CCRM_EnergyAsk Tel:050-5490-9070 **(月~日 9:30~17:30)

※有料

※年末年始等の期間は除く